

上越市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、また、上越市監査委員監査基準に準拠して、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和7年4月2日

上越市監査委員 大 原 啓 資

上越市監査委員 山 川 とも子

上越市監査委員 丸 山 章

記

- | | |
|---------------|--|
| 1 監 査 の 種 類 | 定期監査 |
| 2 監 査 の 対 象 | 用地管財課、魅力創造課、文化振興課 |
| 3 監 査 の 着 眼 点 | 収入事務は適正か。
委託料等の契約事務等は適正か。
前回監査の指摘事項に対する措置状況は適正か。 |
| 4 監査の実施内容 | 提出された資料に基づき、帳簿、書類の全部又は一部を抽出調査するとともに、担当職員からの説明を受けた。 |
| 5 監査の実施場所 | 監査委員事務局 |
| 6 監 査 の 日 程 | 令和7年2月3日～3月28日 |

7 監査の結果 調査の範囲内において、次の事項について改善の必要があると認められた。

(1) 指摘事項 3件

被監査課等	内容
用地管財課	○庁舎等管理費 複数の修繕において、前回注意となっていた項目（関連する内容を含む、次の3項目）が改善されていなかった（①仕様書で提出が定められている書類の保管、②報告書類等の提出より早い検収、③予定価格3万円超5万円以下の営繕修繕における事務（1者指名理由の記載、複数者からの見積徴収）。監査委員からの指摘事項については確実に事務引継を行い、決裁や支払いの事務の過程においてチェック機能が十分果たされるよう改められたい。
魅力創造課	○観光企画費 1 観光客おもてなし武将隊事業委託契約書の環境配慮事項実施報告書の提出等に関する措置状況について、令和5年度の4回の支払時及び令和6年度の3回の支払時に伝票に添付されていた仕様書には「8 環境に配慮する共通事項」に「(4)上記事項を実施したことを書類に記録し、報告書等の提出にあわせて報告すること」が記載されており、仕様の内容は改まっていなかった。当該、環境配慮事項の報告については、前回、前々回と同様に今回も提出がなく業務が行われていることから、必要性を見極め、仕様書どおり提出を求めるか、実態に合った仕様内容に見直すよう改められたい。 2 観光客おもてなし武将隊事業委託の令和5年度及び6年度の契約書原本を確認したところ、当該(4)の環境配慮事項実施報告書の提出等に関する項目の記載がなくなっていた。所管課に確認したところ、監査に対応するために市保管分を修正したとのことであった。監査の指摘に未対応の事実については、資料等を修正せず提出するよう改められたい。

(2) 注意事項 32件

- | | |
|----------------|-----|
| ① 収入事務に関する事 | 5件 |
| ② 契約事務に関する事 | 14件 |
| ③ 検収事務に関する事 | 7件 |
| ④ 契約・検収事務に関する事 | 1件 |
| ⑤ 施設管理に関する事 | 1件 |
| ⑥ 備品管理に関する事 | 1件 |
| ⑦ 文書管理に関する事 | 2件 |
| ⑧ 事務執行に関する事 | 1件 |

(3) 要望事項 3件

- ① 使用料徴収時における領収日を明確にする手法の検討について
- ② 営繕修繕における指示書発注時の適正な事務執行について
- ③ 変更合意書原本の保管について